

平成31年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成31年3月18日午前9時28分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	平尾好孝	総務政策課員	中島正博
企画員		企画員	
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課員	瀬田和哉	企画員	
企画員		住民生活課員	宮本真里
住民生活課員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
企画員			
産業建設課員	三浦誠	税務課長	橋本秀行
企画員			

税務課企画員	・ 口 正 史	上下水道課長	川 口 孝 志
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所 長	中 松 秀 夫
教育委員会 生涯学習課長	上 堀 公 嗣		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例 |

日程第 1 5	議案第 1 5 号	上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 6	議案第 1 6 号	上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 7	議案第 1 7 号	上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 1 8 号	上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 1 9 号	上富田町下水道条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 2 0 号	上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議案第 2 1 号	上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議案第 2 2 号	上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	議案第 2 3 号	上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議案第 2 4 号	上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	議案第 2 5 号	中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例
日程第 2 6	議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 8	議案第 2 8 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 2 9 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議案第 3 0 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
日程第 3 1	議案第 3 1 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）
日程第 3 2	議案第 3 2 号	平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）
日程第 3 3	議案第 3 3 号	平成 3 1 年度上富田町一般会計予算

日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 3 6	議案第 3 6 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 3 7	議案第 3 7 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計診療所事業予算
日程第 3 8	議案第 3 8 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 3 9	議案第 3 9 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
日程第 4 0	議案第 4 0 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
日程第 4 1	議案第 4 1 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 4 2	議案第 4 2 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第 4 3	議案第 4 3 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第 4 4	議案第 4 4 号	平成 3 1 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 4 5	議案第 4 5 号	平成 3 1 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 4 6	議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 1 号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事）
日程第 4 7	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 1 号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気 設備工事）
日程第 4 8	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 2 号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械 設備工事）
日程第 4 9	議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 3 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設 備工事）
日程第 5 0	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 4 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設 備工事）
日程第 5 1	議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度 第 5 号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工 事）
日程第 5 2	議案第 5 2 号	上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 3	議員派遣の件について	

日程第 5 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 2 8 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 31 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 1 号～日程第 32 議案第 32 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 1 議案第 1 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件から日程第 32 議案第 32 号、平成 30 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 3 号）の件まで 32 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可いたします。

△日程第 1 議案第 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 1 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第2号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第2号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第3号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第3号、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第4号、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

80歳から85歳までの方の対象人数は何名になりますか。また、この条例改正によりどれだけの減額になるのか教えてください。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしくお願いします。10番、九鬼議員の質問にお答えします。

80歳から85歳の人口につきましては約445名、敬老年金の経過資料としまして、平成17年から平成29年までの対象者数、これは85歳にする以前の80歳まで、80歳以上の方の一応対象者数について、平成17年817名から平成29年で1,265名とふえてございます。

現制度にした場合、金額にして184万2,000円減額でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

（「いいです」と九鬼議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、九鬼君。

まず、反対討論を許します。

○10番（九鬼裕見子）

議案第4号、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

この条例改正は、敬老年金の給付年齢の引き上げを行う一部改正になっています。わずか1人200円の敬老年金を楽しみにされている高齢者の方もおられる中、支給年齢を80歳から85歳に引き上げるための条例改正となっています。高齢化に伴い、支給額がふえるとされていますが、これでは……

（「200円違うで」の声あり）

○10番（九鬼裕見子）

2,000円って言わなかった。この間、でも3,000円って言わなんだ。2,000円って言うたで。

（「200円で言うた」の声あり）

○10番（九鬼裕見子）

ごめん、今言うた。

申しわけありません。訂正します。1人200円と言ったそうで、2,000円の敬

老年金……

(「3, 000円」の声あり)

○10番(九鬼裕見子)

でもこの間……

○議長(大石哲雄)

暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長(大石哲雄)

再開します。

反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番(九鬼裕見子)

議案第4号、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

この条例改正は、敬老年金の給付年齢の引き上げを行う一部改正になっています。わずか1人3,000円の敬老年金を楽しみにされている高齢者の方もおられる中、支給年齢を80歳から85歳に引き上げるための条例改正となっています。高齢化に伴い、支給額がふえるとされていますが、これでは人情豊かな上富田町として長生きを喜べない政策となっていないでしょうか。もっとお金の使い方を見直すべきです。

そういったことから、上富田町敬老年金給付条例の一部改正に反対します。

○議長(大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町敬老年金給付条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第5 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、吉本君。

まず、反対討論を許します。

○6番（吉本和広）

議案第5号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

消費税は低所得者ほど負担の重い税金です。年収200万円未満の低所得者の負担率は、年収2,000万円以上の6倍になっています。軽減税率を導入しても逆進性がますますひどくなることは変わらないのです。軽減税率は税率を10%にするときに食料品や新聞を8%に据え置くというだけです。決して現行より軽減されるわけではありません。財源はあります。アベノミクスで大もうけをしている大企業富裕層の優遇税制を改め、応分の負担をしてもらえれば増税は必要ありません。日本共産党は消費税増税に反対です。

また、10月に発表された7月から9月の国内総生産は、実質成長率で年換算で2.

５％減という大幅な落ち込みとなりました。安倍首相が過去２回、消費税増税の延期を決定した時期に比べても景気は悪化しています。加えて、米中貿易戦争の影響で何が起るかわからない状況です。

昨年末まで内閣参謀参与を務めた藤井聡京都大学教授は、今増税したら大変なことになると話されています。勤労統計調査の不正が明らかになり、実質賃金はマイナスであったことも明らかになりました。給与は上がり、景気はよくなったので増税するという安倍首相の根拠もなくなった今、消費税増税の再延期は十分起こると考えられます。

以上の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第６ 議案第６号

○議長（大石哲雄）

日程第６ 議案第６号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6 番、吉本君。

まず、反対討論の発言を許します。

○6 番（吉本和広）

議案第 6 号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 号、上富田町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 7 議案第 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第7号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第8号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 8 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 9 議案第 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 9 号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 9 号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 10 議案第 10 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 10 号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6番、吉本君。

○6番(吉本和広)

議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第5号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長(大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、上富田町公民館の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 1 1 議案第 1 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 1 1 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 1 1 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 1 号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 1 2 議案第 1 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 1 2 号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 1 2 号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 12 号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 13 議案第 13 号

○議長（大石哲雄）

日程第 13 議案第 13 号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 13 号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町民水泳プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第14 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第14号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第14号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第5号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時55分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第15 議案第15号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第15号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 15 号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 15 号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 16 議案第 16 号

○議長（大石哲雄）

日程第 16 議案第 16 号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 16 号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 16 号、上富田町立大谷総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第１７ 議案第１７号、上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

６番、吉本君。

○６番（吉本和広）

議案第１７号、上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第５号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１７号、上富田町産業振興・文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 18 議案第 18 号

○議長（大石哲雄）

日程第 18 議案第 18 号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

議案第 18 号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

毎日の生活で使用する農業集落排水料金への消費税増税は、年金生活などの低所得者にとって大変な負担となります。

議案第 5 号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１８号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第１９ 議案第１９号

○議長（大石哲雄）

日程第１９ 議案第１９号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

６番、吉本君。

○６番（吉本和広）

議案第１９号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

毎日の生活で使用する下水料金への消費税増税は、年金生活などの低所得者にとって大変な負担となります。

議案第５号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第20 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第20号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第20号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

毎日の生活で使用する水道料金への消費税増税は、年金生活などの低所得者にとって大変な負担となります。

議案第5号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこ

の条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、上富田町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第21 議案第21号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第21号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２１号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２２ 議案第２２号

○議長（大石哲雄）

日程第２２ 議案第２２号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

６番、吉本君。

○６番（吉本和広）

議案第２２号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第５号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２２号、上富田町構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第２３ 議案第２３号

○議長（大石哲雄）

日程第２３ 議案第２３号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

６番、吉本君。

○６番（吉本和広）

議案第２３号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第５号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２３号、上富田町農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第２４ 議案第２４号

○議長（大石哲雄）

日程第２４ 議案第２４号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、松井君。

○８番（松井孝恵）

ちょっとお尋ねします。

高齢者創作館の料金表というのがここに書かれているんですけども、他の施設、例えば市ノ瀬だったら改善センターなんかもあるんですけども、金額が違うんですけども、この料金設定の根拠はどんなふうに定めておられるかちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

8 番、松井議員さんのご質問にお答えします。

この施設につきましては、料金設定、同等の施設をほかの田辺市だとか付近町村の施設の料金体系を見まして、このときに設定をさせていただいております。

○議長（大石哲雄）

8 番、松井君。

○8 番（松井孝恵）

他の市町村のことは見て設定させていただいたということですが、そうすると何か規模とか面積とか、何かいろいろ難しい名前がついてこういうふうな建物になるんやけれども、基本的にはその設定というのは、例えば電気使用量であるとか、あるいは僕らからいうたら広さとかそんなんも含まれるのかなと思うけれども、そんなんではなくても、もう単に建物の対象になった、どんな比較をしたでしょう。例えばその面積がこうやからこういう設計になったとか、田辺のやつをもしモデルで合わせたんだったら、何を根拠に同等の建物としたのかなと。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 13 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

すみません。8 番、松井議員さんのご質問にお答えします。

今言われるみたいに施設の規模とかという形なんですけれども、大体同等の規模の面積としてほかの市町村も設定してございますので、それも参考にさせていただいて、当然ながら町内の施設も参考にはさせてもうたんですけれども、この施設、かなり古いというか、昔つくった部分がございますので、参考になる施設の該当部分がなくて、各市町村の同じような同等規模の施設を参考として設定させていただきました。

○議長（大石哲雄）

8 番、松井君。

○8番（松井孝恵）

よくわかりました。

ただ、この農家高齢者創作館の使用料とこの改良センターの使用料を比較したときに、これは時間帯も今回あわせて設定されているわけなんです。高齢者憩の家の方は8時から12時までは550円、片っ方は1,100円ですから倍ですから、当然それに比例して上がっていくんだろうなと思ってこの表見たら、全く金額が比例していないんですね。その辺、これで反対するというわけじゃないんですけれども、いろんなことを負担して、また設定料金、一回見たほうがいいんじゃないのかなと。

というのは、単純に2倍になっていくんかなと思ったら2倍になっていなくて、金額の違いがあるというあたりは、やっぱりちょっと住民から見たらそうとられても仕方ないかなと思うんで、その辺また考えていただけたらと思います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第24号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

議案第5号で反対討論を行った消費税増税反対の理由で、消費税増税を前提としたこの条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２４号、上富田町農家高齢者創作館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第２５ 議案第２５号

○議長（大石哲雄）

日程第２５ 議案第２５号、中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２５号、中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２６ 議案第２６号

○議長（大石哲雄）

日程第２６ 議案第２６号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、吉本君。

○６番（吉本和広）

この提案理由がよくわからないんです。公の町の施設をＮＰＯやいろんな団体が運営するように指定管理するメリットがこの提案理由ではわかりません。

それで、町で行うこと、運営できない、指定管理したほうがよい理由と、この施設が果たしてきた役割と利用状況を加味して説明いただけますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

６番、吉本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この公の施設ですけれども、これは先ほどの第１７号で可決していただいた上富田町産業振興・文化交流館の施設であります。利用状況で申しますと、ここに町として予算を組んで管理人を現在置いていませんでした。ですから、あそこは一応産業振興のそういった施設ということで小嶋さんが町に寄贈していただいた、そうした施設であります。その目的を達成できていなかったのが現状であります。ただ、まちかどカフェとか、あそこにヘルストロン置いたりとか、いろんなことで使ってはいたんですが、ほとんどしまっていなかったというのが現状でありました。

同時に、同じくして熱中小学校というのが昨年度から事務局体制が確立しまして、そちらのほうの熱中小学校のほうとしてもこういった事務局の施設というのをどこか探していたというのが１点ありました。町のほうとしてもそれを常時あけたいという、そういった気持ちがありましたので、お互いに施設の管理者を予算組まずに熱中に任せる、熱中もここを管理して自分たちの事務局で使える。さらにいろんな方、今もう月曜日から金曜日まではほぼ昼間あけておりますので、そういったことによりまして熊高生が帰りに寄ってあそこで卓球やったり、おじいちゃんおばあちゃんがあそこで交流したり、熱中小学校、上富田町、お互いにとって物すごいこれは渡りに船だったかなという、タイミングがよかったかなというふうに考えております。

それをこの公の施設の指定管理ということで熱中小学校に任すことによって民間を生

かしてさらにあそこをいろんな形で活性化してくれる、さらに熱中小学校自体もあそこをクラブハウスとして自立へ向けていろんな取り組みをしてくれるかなというふうに思っておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

ありがとうございます。

町が使用する際には、やっぱりきちんと定められた利用料を指定管理したところを使用するということになるのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

指定管理料の積算としては、今までの管理費、光熱水費とか修繕費とか、それしか組んでいません。本来であればそこに管理人を置くということで人件費を組むわけなんです、今回は人件費は全く組んでおりませんので、町としても新たな支出はありません。

熱中小学校、じゃ、何のメリットがあるんかということですけども、そこはやっぱり先ほど申ししていましたように、熱中小学校としてもそこに事務局を置くということでメリットがありますんで、先ほども同じことを申しましたが、両方にとってメリットがあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6 番、吉本君。

○6 番（吉本和広）

今聞いた質問は、町の行事等で使わせてもらう等が起こったときに使用料を町は払うということになるんですかという質問だったんですよ。回答が質問と食い違っていたので。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

使用料条例に基づいた使用料を町も含めて、民間の方も含めて払いますが、これは指定管理制度利用料併用制というのを使っていますので、今後は利用料として熱中小学校のほうに支払うということになります。ただ、公的行事で支払うか支払わないかはその

行事によって判断させてもらおうかと思っています。民間の方がそれを使うのであれば、使用条例に基づいて利用料を払うという格好になってきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第26号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ここで、議案第4号で10番、九鬼君の質問に対して町当局より答弁がございましたが、答弁の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

すみません。１０番、九鬼議員のご質問にありました回答のほう、一部ちょっと訂正させていただきたいと思います。

８０歳から８５歳に対する対象者数なんですけれども、６１４名ということでよろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

どれだけ答弁して、どこがどうなったというのだけちゃんと説明して。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

お答えした４４５名から６１４名ということでよろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

△日程第２７ 議案第２７号

○議長（大石哲雄）

それでは、引き続き日程第２７ 議案第２７号、平成３０年度上富田町一般会計補正予算（第５号）の件について質疑を行います。

まず、歳出、２０ページから５１ページまで一括でお願いいたします。

１２番、木本君。

○１２番（木本眞次）

ページは４１ページの１９の負担金、補助及び交付金の中で不良空家等除去費補助金、１，１６０万減額されてあるねんけれども、町がもしやるんか、民間に対して壊してもうたら補助金出すんかという。補助金やから多分民間でやと思うんやけれども。

件数大体、危ない言うたらおかしいけれども、そのあたり把握していますか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

１２番、木本議員のご質問にお答えします。

ここで１９節の負担金、補助及び交付金で１６０万円減額しておりますが、この不良空き家除去につきましては、２件分を予算の中では３０年度は見ておりました。近隣の住民の方から空き家のことで相談等あったんですけれども、どちらかというと、家の持ち主の方に連絡、手紙とか入れている中で除却に至る分はなかったんですけれども、今ご質問にありました件数のほうの把握なんですけれども、うちのほうでは把握はできてございません。あくまでも申し出があった件に対して補助を充てていくということで考えておりますので、今の時点で何件がこの空き家の中で不良というのはちょっと把握し

てございません。その除却に対して、してございません。

調査のほうは前には、以前はしていたんですけれども、今の時点で除却する部分については把握してございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

例えば申請者がなくても、まちがあそこは危険なところやから潰さなあかんというところの考え方を持っていたときに、そこはまちで潰していただけるんですか。いや、それはもう個人のやつやからあかんよというんか、その辺ちょっと、考えだけお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

今のところですけども、確かに住所不在とかの場合で近隣の方から相談があった場合、もしそういった想定があった場合につきましては、できるだけうちの町の中で協議会を設けた中で、持ち主がどういった方であるという形で調査等は進めていくんですけども、最終的に通知等を出してどうしますかという判断、ぐあいになっていくかなと思うんですけども、危険な部分については、町としてはできるだけ除却できるようには考えたいと思います。

以上です。

（「了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、歳入に入ります。8ページから19ページまで一括でお願いします。

なし。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

全体でありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第27号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第5号）に対する反対討論をします。

一般会計予算は、主に歳入歳出予算の減額に対する予算ですが、その中に10月からの消費税増税に対して行われる低所得者対策として、プレミアムつき商品券給付事務費補助金、プレミアムつき商品券に関する改修委託料が組み込まれています。

低所得者に不公平税制を強いる消費税増税に反対の立場から、平成30年度上富田町一般会計補正予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第２８ 議案第２８号、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２８号、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２９ 議案第２９号

○議長（大石哲雄）

日程第２９ 議案第２９号、平成３０年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第３号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第30 議案第30号

○議長（大石哲雄）

日程第30 議案第30号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３１ 議案第３１号

○議長（大石哲雄）

日程第３１ 議案第３１号、平成３０年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３１号、平成３０年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３２ 議案第３２号

○議長（大石哲雄）

日程第３２ 議案第３２号、平成３０年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第３号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第33号～日程第45 議案第45号

○議長（大石哲雄）

それでは、日程第33 議案第33号、平成31年度上富田町一般会計予算の件から日程第45 議案第45号、平成31年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで13件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付いたしておりますとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

平成31年3月18日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

予算審査特別委員会委員長山本明生。

委員会審査報告書。

平成31年第1回（3月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第33号、平成31年度上富田町一般会計予算から議案第45号、平成31年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの13件。

2、審査結果。

議案第33号から議案第45号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

平成31年3月4日、平成31年3月12日、平成31年3月13日、平成31年3月14日。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、11番、山本明生君。

○11番（山本明生）

おはようございます。

ただいま議題になりました議案第33号、平成31年度上富田町一般会計予算から議案第45号、平成31年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの13議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第33号から議案第45号までの13議案は、去る3月4日に当予算審査特別委員会に付託され、3月12日、13日、14日の3日間で当局から説明を受け、質疑を行い、3月14日に質疑を含め、討論、採決を行いました。

その結果、付託された13議案のうち、議案第33号から議案第45号の議案につきましては、賛成多数により可決しました。また、議案第39号から議案第41号及び議案第45号の4議案については、全会一致により全て原案のとおり可決するものとしたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により、新規事業などの内容及び積算根拠をただし、財政の健全化は確保されているか、審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなどと質疑、提言は広範囲にわたりました。

一般会計の総額は57億9,000万円で前年対比2億5,700万円の増で、これは子ども医療費の無料化に伴う増、紀南環境広域施設組合の廃棄物最終処分場建設工事着工に伴う負担金の増や文化会館防水事業に伴う増加が影響している。

今後においても、さらに紀南環境広域施設組合負担金の予算規模の増加が予想されます。厳しい財政事情の中、今後も予算の精査に努める必要があると考えております。

当局においては、新年度予算の執行につきましては、委員会において可決の議決を得たことの重みをしっかり受けとめていただき、予定事業の推進に当たっていただくことを強く要望して、委員長報告といたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第 3 3 議案第 3 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 3 議案第 3 3 号、平成 3 1 年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

1 0 番、九鬼君。

○1 0 番（九鬼裕見子）

議案第 3 3 号、平成 3 1 年度上富田町一般会計予算に対する反対討論をします。

子育て世代の長年の念願であった子ども医療費の中学校卒業まで無料化の予算が組み入れ、改善が見られる予算になっていますが、その一方で保健体育費の予算が大幅に増額される中、老人福祉の敬老年金が 1 人 3, 0 0 0 円という少額であるにもかかわらず、対象者の増加により 8 0 歳から 8 5 歳に年齢が引き上げられました。限られた財源の中で各種のお金をどう使うか、町民の立場に立った福祉の心で一般会計予算を考えていくことが大切です。

また、今回の一般会計予算は、政府が所得環境は着実に改善している、3 8 0 万人就業者がふえたとする政府の統計不正の中、1 0 月からの消費税増税に突き進んでいます。6 割から 7 割の国民は景気回復を実感しないもとでの消費税増税です。消費税が 8 %になっただけでも私たちの暮らしは苦しくなり、消費は落ち込み、回復していません。そんなもとで 1 0 %への増税は、さらに私たちの暮らしを圧迫することになります。

平成 3 1 年度一般会計予算は消費税増税を見越しての予算となっています。消費税増

税反対の立場も含め、平成３１年度一般会計予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

１２番、木本君。

○１２番（木本眞次）

議案第３３号、平成３１年度上富田町一般会計予算に賛成いたします。

この議案は、日本で初めて行うワールドカップに上富田町が選ばれております。他府県では県や市が合宿地に誘致しておりますけれども、町が誘致しているのは我がまちなんです。１町が手を挙げているのは和歌山県の上富田町だけです。都会の新聞紙上を見ますと、上富田町のスポーツ施設の紹介がされております。またとない全国に上富田町を知っていただくのに絶好のチャンスであります。

そしてまた、先ほども九鬼議員が言われたように、中学校卒業までの医療費の無料化、これも含んでおります。

そういうことによって、この予算に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３３号、平成３１年度上富田町一般会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３４ 議案第３４号

○議長（大石哲雄）

日程第３４ 議案第３４号、平成３１年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第３４号、平成３１年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する反対討論をします。

平成３１年度の国民健康保険税は基金積立金を取り崩し、均等割と平等割の軽減がされています。しかし、所得２００万円、１人世帯でのモデルケースでは４，３００円の増額、所得３００万円、家族４人世帯ではわずか１，５００円の減額というのが実情です。国の負担割合が５０％から２５％になったことが大きな原因ですが、高過ぎる国保税のもとで当町においても資格証、短期保険証の発行の状況が続き、国保加入者にとって大きな負担が強いられ、誰もが安心して医療にかかっている状況とは言えません。

全国知事会も国に対して１兆円の投入をし、協会けんぽ並みにするよう強く求めています。政府は答えていません。そんな中、１０月から消費税が増税されれば、住民負担がさらにふえます。

今回の予算は１０％を見込んでの予算となっています。消費税増税反対の立場も含め、平成３１年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３４号、平成３０年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 5 議案第 3 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 5 議案第 3 5 号、平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

1 0 番、九鬼君。

○1 0 番（九鬼裕見子）

議案第 3 5 号、平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論をします。

介護保険料は第 7 期の 2 年目ですが、県下で 1 番という保険料となり、年金生活者にとって負担能力の限界を超えています。介護保険給付費のうち国庫負担は 2 5 % と低く、政府の一般会計予算の 2 % 台にすぎません。

平成 3 1 年度介護保険予算は低所得者保険料権限が 4 割の方に適用されていますが、住民税が均等割の方は軽減対象にならず、負担が重くなっても有無も言えない年金天引きです。

そんな中、低所得者にさらなる負担を強いる不公平税制である消費税増税が 1 0 月から実施されるとした 3 1 年度予算になっています。消費税増税反対の立場も含め、平成 3 1 年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３５号、平成３１年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３６ 議案第３６号

○議長（大石哲雄）

日程第３６ 議案第３６号、平成３１年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第３６号、平成３１年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論をします。

そもそも、後期高齢者医療保険制度は７５歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療保険制度です。１０月の消費税増税と同時に低所得者の医療保険を最大９割軽減する特例措置も廃止する計画です。低所得者向けの給付金など負担を緩和すると言いますが、一時的なものです。誰もが安心して医療にかかることが大切です。

そんな中、１０月から実施される消費税増税１０％を見込んでの３１年度予算となっています。消費税増税反対の立場も含め、平成３１年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３６号、平成３１年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３７ 議案第３７号

○議長（大石哲雄）

日程第３７ 議案第３７号、平成３１年度上富田町特別会計診療所事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

８番、松井君。

○８番（松井孝恵）

議案第３７号、平成３１年度上富田町特別会計診療所事業予算に反対を表明いたします。

さきの私の一般質問の繰り返しにも一部なりますけれども、昨年度、予算審査特別委員会におきまして、診療所事業予算について議会の附帯決議を行いました。議論の中でいろいろな意見が出ましたが、結果として診療所の廃止も検討するべきであるが、利用者や地域の声も聞いた上で判断されたい、こう決議したわけであります。

当然、当局において議論がなされ、最終的に廃止を決定されたとしても５６年間続いてきた地域医療の歴史を鑑み、今なお２００名近い患者様がおられることを考えるときにおいて慎重かつ丁寧な対応がなされることと思っております。その結果はさきの一般質問で明らかになったとおりでございます。

先日、３月１４日の予算審査特別委員会における議案第３７号に対する採決の結果はこれを可とするものであります。この採決に当たり、当局に報告するに当たって、予算委員長から住民と利用者に丁寧な対応をしていただきたいと口頭で申し入れをしていただくということで、その後採決がなされました。委員長からも申し入れをしていただいたと聞いております。

しかしながら、特に新人の皆さんにお聞きしたいことがございます。一般質問におきまして、当局から正式なご答弁をいただきました。これ以上どんな対応がなされると実は皆さんお考えなのでしょうか。私はあれ以上でもあれ以下でもないものと思っております。

よって、私自身の意思を表明し、議案第３７号に反対を表明いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

１２番、木本君。

○１２番（木本眞次）

議案第３７号、平成３１年度上富田町特別会計診療所事業予算に賛成いたします。

平成３０年度の当初予算に対し、議会として附帯決議がなされています。当局はそれを踏まえて議会の決議を尊重し、３１年度の予算を計上していますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第３７号、平成３１年度上富田町特別会計診療所事業予算に対する賛成討論をし

ます。診療所予算について賛成の立場から討論をします。

新年度予算の採決に当たり、私も含め、多くの議員が悩みながらの採決となりました。今回の予算は診療所を半年後に閉鎖する予算となっています。これは、昨年の予算成立時に多額の赤字が継続する診療所閉鎖に当たっては、住民の声を聞き、対応するよう附帯決議をつけて可決された案件です。しかし、当局の対応は不十分で、町内会長と副会長への２度の説明だけで９月末で閉鎖する予算となっています。

今回の予算審議に当たり、実際に利用されている住民の方々の声を十分聞くという対応がされたと言えるのか、その中で診療所を閉鎖してもよいのだろうか。しかし、昨年の附帯決議が出されている中で、これ以上の負担を診療所存続のためにだけ続けていいのだろうか。採決を前に多くの議員が悩み、賛否の態度表明にちゅうちょしました。

なぜこのような状況が生み出されたのでしょうか。その責任は当局の対応にあるのではないのでしょうか。附帯決議に従い、診療所を利用する患者を初め、地域住民にきちんとした対応をしての閉鎖であれば、多くの議員がちゅうちょすることなく了承していたのではないかと思います。

賛成するに当たり、今後、当局は附帯決議に示されたように、地域住民に誠意ある対応をしていくよう求めたいと思います。また、周辺自治体に比べて住民の平均年齢が低い上富田町ですが、高齢化は進んでいます。今回の診療所閉鎖に関連する市ノ瀬地区住民だけでなく、多くの高齢者が通院手段の確保に苦勞されています。これらの方々の通院などの移動手段を確保していくことは急務です。

今回の診療所閉鎖による赤字削減を財源として住民の移動手段充実に取り組むことを求めて、診療所予算に賛成の討論をします。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３７号、平成３１年度上富田町特別会計診療所事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３８ 議案第３８号

○議長（大石哲雄）

日程第３８ 議案第３８号、平成３１年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第３８号、平成３１年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論をします。

平成３１年度予算は、宅地造成費の歳出が昨年度より４，３００万円余りの減額となっていますが、残土処分場工事請負費など増額になっています。

宅地造成事業会計は以前より改善され、町保有地の分譲にも努力されていますが、１０月からの消費税増税を見込んでの予算となっています。消費税増税反対の立場も含め、平成３１年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３８号、平成３１年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第３９ 議案第３９号

○議長（大石哲雄）

日程第３９ 議案第３９号、平成３１年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３９号、平成３１年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４０ 議案第４０号

○議長（大石哲雄）

日程第４０ 議案第４０号、平成３１年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４０号、平成３１年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４１ 議案第４１号

○議長（大石哲雄）

日程第４１ 議案第４１号、平成３１年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４１号、平成３１年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４２ 議案第４２号

○議長（大石哲雄）

日程第４２ 議案第４２号、平成３１年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第４２号、平成３１年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算に対する反対討論をします。

議案第４２号は、１０月から実施される消費税増税による利用料の値上げとなっています。消費税が８％でも低所得者にとって暮らしが大変な中、さらに２％の利用料増となります。消費税増税反対の立場からも、平成３１年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４２号、平成３１年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４３ 議案第４３号

○議長（大石哲雄）

日程第４３ 議案第４３号、平成３１年度上富田町特別会計公共下水道事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第４３号、平成３１年度上富田町特別会計公共下水道事業予算に対する反対討論をします。

議案第４３号は、１０月から実施される消費税増税による利用料の値上げとなっています。消費税が８％でも低所得者にとって暮らしが大変な中、さらに２％の利用料増となります。消費税増税反対の立場からも、平成３１年度上富田町特別会計公共下水道事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４３号、平成３１年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４４ 議案第４４号

○議長（大石哲雄）

日程第４４ 議案第４４号、平成３１年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

１０番、九鬼君。

○１０番（九鬼裕見子）

議案第４４号、平成３１年度上富田町水道事業会計予算に対する反対討論をします。

議案第４４号は、１０月から実施される消費税増税による利用料の値上げとなっております。消費税が８％でも低所得者にとって暮らしが大変な中、さらに２％の利用料増となります。消費税増税反対の立場からも、平成３１年度上富田町水道事業会計予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４４号、平成３１年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第４５ 議案第４５号

○議長（大石哲雄）

日程第４５ 議案第４５号、平成３１年度上富田町特別会計朝来財産区予算について
討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これをもって討論を終了します。

これより議案第４５号、平成３１年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決し
ます。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前１１時２０分

再開 午前１１時２１分

○議長（大石哲雄）

再開します。

１３時３０分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前１１時２１分

再開 午後 １時２７分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第４６ 議案第４６号～日程第５１ 議案第５１号

○議長（大石哲雄）

日程第４６ 議案第４６号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第１号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事）の件から日程第５１ 議案第５１号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第５号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の６件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしく申し上げます。私からは議案第４６号をご説明申し上げます。

議案第４６号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成３０年度 第１号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、平成３０年度 第１号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約金額、一金４，５３６万円。

４、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬３１７、株式会社東海近畿クボタ紀南営業所、所長藤原克俊。

平成３１年３月１８日提出、上富田町長奥田誠。

改修する三宝寺揚水機につきましては、平成７年に増設されており、揚水機の標準耐用年数は約１５年で、設置後２０年以上経過しております。使用者である三宝寺水利組合より老朽化による改修要望もあったことから、国庫補助事業での改修工事を行うこととし、２月４日に入札を行っております。

この議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、設計金額が５，０００万円以上となることから、議会の議決を求めるものです。

工事内容は水中ポンプ2基を更新するもので、口径パイ250が1基、口径パイ200が1基、両フランジ管パイ300掛けるパイ200が1本であります。

工期は11月末までを考えていますが、工期は議会の議決の翌日から一旦3月末日までの工期でご承認となります。

この事業は平成31年度へ繰り越し事業となりますので、その後に工期変更を行い、進めてまいります。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

それでは、私から議案第47号から議案第51号についてご説明申し上げます。

これらの5議案につきましては、学校空調設置に係る請負契約締結について議会の議決をいただくものです。

空調設置工事は、生馬、岩田、岡小学校を一つに、朝来、市ノ瀬小学校を一つに、上富田中学校を一つとしてそれぞれ電気設備工事、機械設備工事に分け、2月26日に入札を行っております。

これらの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、設計金額が5,000万円以上となることから、議会の議決を求めるものです。

工事内容は、各小中学校の普通教室及び特別教室に、各学校と協議を行い、空調（エアコン）を設置いたします。

電気設備工事は、空調設置に係る受変電設備、これはキュービクルですが、その新設及び増設などやケーブル、幹線配線、動力設備が主な工事となります。機械設備工事は、空調本体、室内機と室外機の設置及びそれらを配管する工事が主な工事となります。

工期は議会の議決の翌日から一旦3月29日までの期間としていますが、これらの事業は平成31年度への繰越事業となりますので、9月末までの工期変更を行い、安全に工事を進めてまいります。

なお、子供たちの体調を考え、できる限り工期内完成を目指し、夏の暑さに対応できるように進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案番号順にご説明申し上げます。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成30年度 第1号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第1号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金5,509万2,960円。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市磯間26番12号、有限会社光明電設、代表取締役當仲優憲氏。

平成31年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

本工事につきましては、株式会社第一テック、岩本電気産業株式会社、有限会社光明電設、有限会社大峯電気工事、前田電気商会の特定建設業の資格を有する電気設備5者により2月26日に指名競争入札が執行され、有限会社光明電設が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第48号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成30年度 第2号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第2号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、一金4,847万3,640円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2101番地の4、山本施設工業株式会社上富田営業所、所長玉置正和氏。

平成31年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

本工事につきましては、山本施設工業株式会社上富田営業所、株式会社光和設備上富田営業所、株式会社栗田設備、株式会社武井工業所、有限会社クボタの特定建設業の資

格を有する機械設備 5 者により 2 月 2 6 日に指名競争入札が執行され、山本施設工業株式会社上富田営業所が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

次に、議案第 4 9 号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 3 0 年度 第 3 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成 3 0 年度 第 3 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、一金 4, 9 8 4 万 4, 1 6 0 円。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市稲成町 3 3 6 - 1、株式会社第一テック、代表取締役朝間一議氏。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日提出、上富田町長奥田誠。

本工事につきましても、株式会社第一テック、岩本電気産業株式会社、有限会社光明電設、有限会社大峯電気工事、前田電気商会の特定建設業の資格を有する電気設備 5 者により 2 月 2 6 日に指名競争入札が執行され、株式会社第一テックが落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

次に、議案第 5 0 号です。

議案第 5 0 号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 3 0 年度 第 4 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成 3 0 年度 第 4 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金4,667万5,440円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬609番地の1、株式会社光和設備上富田営業所、上富田営業所長山本典文氏。

平成31年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましても、山本施設工業株式会社上富田営業所、株式会社光和設備上富田営業所、株式会社栗田設備、株式会社武井工業所、有限会社クボタの特定建設業の資格を有する機械設備5者により2月26日に指名競争入札が執行され、株式会社光和設備上富田営業所が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

次に、議案第51号です。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成30年度 第5号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第5号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金5,647万3,200円。

4、契約の相手方、田辺市高雄1丁目1番7号、岩本電気産業株式会社、代表取締役岩本憲明氏。

平成31年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましても、株式会社第一テック、岩本電気産業株式会社、有限会社光明電設、有限会社大峯電気工事、前田電気商会の特定建設業の資格を有する電気設備5者により2月26日に指名競争入札が執行され、岩本電気産業株式会社が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しており、最終事項に、この契約は議会の議決があったときにこの契約と同一の条項により本契約を締結することとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

提案理由の説明が終わりました。

△日程第４６ 議案第４６号

○議長（大石哲雄）

これより、日程第４６ 議案第４６号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第１号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４６号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第１号 団体営農業基盤整備促進事業 三宝寺揚水機改修工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４７ 議案第４７号

○議長（大石哲雄）

日程第４７ 議案第４７号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第１号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４７号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第１号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４８ 議案第４８号

○議長（大石哲雄）

日程第４８ 議案第４８号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第２号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４８号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第２号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４９ 議案第４９号

○議長（大石哲雄）

日程第４９ 議案第４９号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第３号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第４９号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第３号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第５０ 議案第５０号

○議長（大石哲雄）

日程第５０ 議案第５０号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第４号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５０号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第４号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第５１ 議案第５１号

○議長（大石哲雄）

日程第５１ 議案第５１号、工事請負契約の締結について（平成３０年度 第５号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、工事請負契約の締結について（平成30年度 第5号 学校施設整備事業 上富田中学校空調設置電気設備工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第52 議案第52号

○議長（大石哲雄）

日程第52 議案第52号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第52号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

氏名、棘充、住所、上富田町岡1265番地、生年月日、昭和38年2月25日。

平成31年3月18日提出、上富田町長奥田誠。

現在の委員は平田幸次氏ですが、本年3月31日をもって任期満了となります。ご本人より辞退したい旨の申し出がありますので、後任の委員として棘充氏を選任したいと存じます。

棘充氏は、現在、農地利用最適化推進委員、農業振興協議会委員を歴任され、地域での人望も厚く、十分な知識と認識がありますので適任であると考えておりますので、同意方よろしくお願い申し上げます。

委員の任期につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3

年間となります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号についての件はこれに同意することに決しました。

△日程第53 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第53 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第54 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第５４ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より２７項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より２５項目、議会広報特別委員会榎木正行委員長より１項目、議会運営委員会木本眞次委員長より３項目、以上となっております。

また、２、目的については所管事務調査、３、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規約第７５条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

平成３１年第１回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申

し上げます。

本定例会に上程しました議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを可決していただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本定例会で平成31年度の一般会計、特別会計の13議案のご承認をいただきました。この予算は平成31年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療など、また地域の振興対策を充実することも必要であると考えています。

また、平成最後の年となり、5月からは新元号元年になりますが、厳しい財政状況には変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、まちの方針としましては、平成30年度からの事業仕分け、事業の見直しについては31年度も継続して、なお一層の取り組みを進めてまいります。

また、予算審査特別委員会終了後、山本委員長より議案第37号、平成31年度上富田町特別会計診療所事業予算につきましては、各委員さんからの意見に伴い、口頭指摘で可決されているとの報告を受けました。このことにつきましては、当局といたしまして真摯に受けとめ、今後の対応につきましては、議長さんと相談をしながら進めてまいりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3月5日に株式会社金清様より本年創業100周年を記念して、上富田町の発展のために1,000万円のご寄附をいただきました。株式会社金清様からのご寄附につきましては、まちの活性化のため、さまざまな事業に活用させていただきますことを報告し、お礼を申し上げます。

また、次の町議会定例会までにはさまざまな行事が予定されていまして、3月20日の各小学校の卒業式、4月1日には町職員の人事異動から始まりまして、4月8日の各小中学校の入学式、5月11、12日のプロ野球ウエスタン・リーグ公式戦、5月29日のチャレンジデーなどがございますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げまして、平成31年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

また、この後午後2時30分から、文化会館前におきまして新しいコミュニティバスのお披露目会を行いますので、議会終了後お疲れのことと思いますが、議員各位のご参加をお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成31年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後1時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 木本 眞次

議事録署名議員 山本 哲也